



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 亀田製菓株式会社  
代表者名 代表取締役社長 COO 佐藤 勇  
(コード番号 2220 東証第 1 部)  
問合せ先 常務執行役員 管理グループ統括 小林 章  
(TEL 025-382-2111)

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を、平成 30 年 6 月 14 日開催予定の当社第 61 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 事業目的の変更

今後の事業展開等への対応及び、事業活動の現状に即し、現行定款第 2 条事業目的の追加・削除等を行うものであります。

##### (2) 取締役の員数変更

当グループは、長期ビジョンであるグローバル・フード・カンパニーの実現に向けて、海外における事業展開を加速しております。グローバルな事業展開の促進、経営基盤の強化ならびに内部統制体制の充実を図るため、社外取締役の増員を含め取締役の員数を 9 名以内から 12 名以内に変更するものであります。

##### (3) 補欠監査役の任期伸長

法令で定める監査役に欠員が出た場合に備え、補欠監査役を選任しておりますが、監査役の任期が 4 年であることを勘案し、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするよう定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018 年 6 月 14 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2018 年 6 月 14 日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ~2. (条文省略)</p> <p><u>3. 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス</u> (新設)</p> <p>4. ~6. (条文省略)</p> <p><u>7. 不動産の売買、賃貸借、管理およびそれらの代理、仲介</u></p> <p><u>8. 前各号の業務に付帯する一切の事業</u></p> <p>第3条~4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>第19条~第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条~第32条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 医薬品および化粧品ならびにそれら原料の製造、販売</u></p> <p>4. ~6. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>7. 前各号の業務に付帯する一切の事業</u></p> <p>第3条~4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする</p> <p>第19条~第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条~第32条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

<p>(任期) 第 34 条 (条文省略)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 35 条~41 条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期满了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 35 条~第 41 条 (現行どおり)</p>
--	---